

## 1 施設の設置目的の確実な実施に関する事項

### (1) 管理運営の方針

かつて多くの子どもたちは、仲間と自然の中で遊びながら、あるいは地域の中で様々な自然体験・社会体験を経験しながら成長する機会に恵まれていました。しかしながら、都市化・少子化の進行、電子メディアの普及、地域とのつながりの希薄化など社会の激しい変化の中で、これまで身近にあった遊びや体験の場、本物を見る機会が少なくなり、その手立ても継承されなくなってきています。また、便利・快適・安全な今日の社会では青少年が全力を出す機会が減少しており、青少年の「社会を生き抜く力」を育むためには、目標を持って体験活動などにチャレンジする機会を意図的・計画的に創出する必要があります。

また、本施設周辺の呼子・鎮西・玄海エリアは、自然・歴史・食等の観光資源が豊富です。このポテンシャルをいかすことで交流人口の増加及び地域振興に努め、唐津上場エリアの交流の拠点となりうると考えます。

このような状況の中で、施設の設置目的である「自然の中で団体生活、野外活動、自然観察、研修等を行うことを通じて少年の健全な育成を図るとともに、利用者と地域との新たなつながりの創出による交流人口の増加及び地域の振興に寄与する」に沿った次のような経営理念及び管理運営方針を定めます。

#### ① 経営理念

- ・ 施設のテーマである「体験」「発見」「感動」の実現
- ・ 体験活動を通し、時代のニーズに対応した『生きる力』の育成
- ・ 地域の特性を生かし、地域と連携した幅広い活動やサービスの提供

#### ② 管理運営方針

利用者が自然に親しみ、その中で色々な体験を通して、情操や社会性を豊かにし、人間としてのやさしさたくましさを育みつつ、本施設が地域観光・交流の拠点となることを運営方針とし、下記ア～キの基本方針に沿って運営を行います。

##### ア 連携と協力

県や周辺施設、地域との緊密な連携・協力を図りながら、財団の人材及びネットワークを最大限活用した管理運営を行います。また、コンサルティング事業者と提携することにより、利用者の利便性の向上や新たな発掘、効率的な施設運営を行っていきます。

##### イ 利用者起点

利用者のニーズに沿う運営を行うとともに、ここでしかできない特別な体験により、感動や新たな発見などが生まれ、また訪れたいくなるようなサービスを提供します。

##### ウ 安全・安心への配慮

利用者が安全に、かつ安心して体験ができる施設であるために、関係者全員で適切な維持管理を行います。

エ 効率的・効果的な運営

提供するサービスや価値に合った適切な料金に設定したうえで、利用者満足度を高めるような対策に取り組みます。また、各経費は適宜見直しを行い、経費の縮減及び必要な設備への投資や職員への還元を図ります。

オ 個人情報の保護

個人情報の保護や情報セキュリティの職員研修を定期的に行い、コンプライアンス（法令遵守）に努めます。

カ 新規開拓

既存利用者へのサービス改善はもちろん、これまで利用がなかった層に対しても積極的に広報活動を行い、新規利用者の開拓に努めます。また、予約なしの日帰り利用など、施設の新たな活用方法に取り組むことで交流人口の増加に寄与します。

**(2) 利用団体支援の充実**

各団体の利用目的及びニーズを事前に把握・分析し、それぞれの目的達成に資する活動プログラム及び行程を企画・提案します。近隣の施設や周辺環境について情報を収集し、目的達成に適した活動場所及び内容の提案に努めます。

また、悪天候や熱中症対策等より野外での活動が出来なかった場合でも、同等の効果が得られるような代替プログラムの充実にも努めます。

① 事前打ち合わせの重視

学校行事での利用の場合は、安全かつ安心して活動してもらうために、施設の案内を兼ねた現地での事前打ち合わせを行います。

また、それぞれの要望に応じて、学校に出向いての実技指導や、オンラインでの打ち合わせ、説明映像の提供等を行います。

② 当日の支援体制

研修プログラム	支援体制	支援の方法
カッター活動	職員 2名、1艇につき補助指導員 2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>天候や海面状況について細心の注意をはらって実施する。</li> <li>事前の指導では、職員がライフジャケットのつけ方、カッターの座席の割り振り、オールの持ち方やこぎ方、危険回避の方法などを利用者に指導する。</li> <li>海上では、監視艇に職員2名とカッター1艇につき補助指導員が2名ずつ乗り込んでオールの使い方等の指導を行う。</li> <li>実施後には、職員、補助指導員、利用者全員で反省会を行う。</li> </ul>

研修プログラム	支援体制	支援の方法
野外炊飯	職員1名 *利用人数に応じて増員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に薪割りの方法、火の燃やし方、包丁の扱い方など安全面について指導を行う。</li> <li>・ご飯の炊き方、カレーの作り方などの手順についても指導する。</li> <li>・調理中、職員は、安全に留意しているかの点検を行い、利用者に助言を行う。後片付けについても利用者に指導する。</li> </ul>
キャンプファイヤー、キャンドルのつどい	職員1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に利用団体の要望を聞き、対象者が目的等に応じて実施できるように助言を行う。また、衣装やキャンドルなどの道具の使い方についても支援する。</li> <li>・薪組み、キャンドルの配置等を利用者と一緒に行う。また、天候、風向き等の安全面には十分配慮するように指導する。</li> </ul>
ウォークラリー、キッズポイントラリー、オリエンテーリング	職員1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねらい、活動場所の様子、地図の見方、チェックポイントなどについて利用者に説明を行う。</li> <li>・利用団体に、ゼッケン、地図、回答用紙、コンパス、無線機の使い方(引率者)などを指導して貸し出す。</li> </ul>
クラフト	職員1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼き杉等のクラフトで使う材料、道具を用意して、作り方の手順の説明、安全面の支援を行う。</li> <li>・クラフト制作中は、技術面の支援を行うとともに、安全面について助言を行う。</li> </ul>
シュノーケリング	職員2名 *利用人数に応じて増員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねらい、ライフジャケットのつけ方などを説明し、海中での息の仕方を練習させる。また、引率者に実施中の人員の監視等について依頼しておく。</li> <li>・実際に海に入って、職員は利用者がゴーグル等の道具の装着具合について点検するとともに、安全にシュノーケリングができるように支援する。</li> <li>・生息している海の生物について紹介する。</li> </ul>
ビーチコーミング(SDGS活動)	職員1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGS14(海の豊かさを守ろう)の説明を行い、海からの贈り物を採集したり海洋ゴミを回収したりして、楽しみながら地球の未来を変える支援を行う。</li> <li>・世界海洋プラスチックプランニングセンターについても紹介していく。</li> </ul>

### (3) 交流人口の拡大、地域連携

青少年に限らず、これまで利用が少なかった以下のような階層への訴求・営業・広報を行うことで、交流人口の拡大を図ります。なお、実施にあたって改善していく箇所・内容について、コンサル事業者からの提案を参考に、取り組んでいくようにします。

#### ① 教育旅行

修学旅行の定番である観光地がインバウンド客の増加や価格高騰により訪れにくい状況であること、特に都心の学校では地域ならではの自然体験に対する需要が高まっていることなどから、修学旅行の利用を積極的に受け入れる体制を構築します。旅行代理店への営業を積極的に行い、特に閑散期の利用拡大に努めます。

#### ② 企業研修

大人数が収容可能であること、研修室等の施設が充実していることなどを企業向けにアピールし、企業研修や福利厚生での利用につなげます。また、海洋プラスチックプランニングセンターなどの周辺施設と合わせた利用についても、モデルコースを示すなどして広報し、利用拡大につなげます。

#### ③ 予約なしの日帰り利用

波戸岬や呼子などの観光地を訪れた方に、足を伸ばしてもらえる工夫をします。少年自然の家は予約が必要で教育のための施設というイメージを払拭し、気軽に立ち寄り体験ができる施設であることを広報します。

また、提携型事業や利用団体支援事業のプログラムに、古くから伝わる地域の行事や近隣施設のイベントを取り入れ、地域の人々と交流する機会を提供し、地域とのつながり創出に貢献します。地元区や協議会、周辺施設との会議等を行い、連携等について話し合いを行っていきます。

期日等	イベント等	対 応
4月上旬	打上タケノコ祭	打上地区活性化協議会との共催で運営に参加
4月下旬	波戸岬ビーチクリーンアップ	職員が参加
6月第1土、日	呼子大綱引き	当日の利用者に紹介
6月上旬～中旬	トウモロコシ収穫体験	期日があえば事業プログラムのオプションとして紹介
10月中旬	水光呼子港祭（花火大会）	当日の利用者に紹介
10月下旬	サツマイモ掘り体験	事業プログラムに組み込んで連携・参加
通年	近隣施設の活用	次頁の施設・団体との連携・活用による事業プログラムの実施

その他、交流人口を増やすために、次のことを行います。

- ・地域のイベント等の情報をリアルタイムで収集して、施設の利用者に周知します。
- ・受付カウンター等に、近隣施設のパンフレットや割引券等を置きます。
- ・周辺の観光スポットのポスターや写真を掲示します。
- ・唐津を拠点とした教育プログラム（歴史・文化・体験）と連携するため、唐津観光会へ入会し、情報発信、教育旅行誘致、観光の普及を図ります。
- ・地引網体験、唐津焼体験、魚さばき体験等、体験活動の幅を広げるために、地元事業者との連携を深めます。

また、令和8年6月にオープン予定の世界海洋プラスチックプランニングセンターや玄海エネルギーパークとは、エリアの教育的価値を高め、互いの施設の魅力をより多くの方に伝えるために、以下のように連携する仕組みを構築します。

- ・少年自然の家を利用する団体（特に学校）に、各施設の利用を積極的に勧めます。
- ・各施設を訪れる利用者に、少年自然の家にも気軽に立ち寄ってもらえるように、予約なしでできる体験活動に関するチラシやポスター等で広報します。

連携・交流を計画している事業者・事業所			
番	名 称	所 在 地	内 容
1	打上地区活性化協議会	唐津市鎮西町	タケノコ掘り体験
2	浜-街交流ネット唐津（NPO）	唐津市浦	海洋ごみ回収
3	逢地の里販売所	唐津市相知町	餅つき体験
4	唐津観光協会	唐津市新興町	情報発信、イベント連携
5	唐津・玄海観光交流社	唐津市呼子町	地引網、魚さばき等体験活動
6	佐賀県ヨットハーバー	唐津市二タ子	海洋活動連携
7	仮屋湾遊漁センター	玄海町	釣り体験
8	串浦漁協	唐津市鎮西町	定置網漁業体験
9	鯨組主中尾家屋敷	唐津市呼子町	イベント連携
10	玄海エネルギーパーク	玄海町	イベント連携
11	玄海海中展望塔	唐津市鎮西町	イベント連携
12	玄海養魚	唐津市鎮西町	ブリの養殖見学
13	佐賀県立名護屋城博物館	唐津市鎮西町	イベント連携
14	次世代エネルギーパーク 「あすぴあ」	玄海町	イベント連携
15	地元農家：平田さん	玄海町	イチゴ狩り体験
16	地元農家：山口さん	唐津市鎮西町	サツマイモ掘り体験
17	清流荘	唐津市相知町	うなぎのつかみ取り体験
18	太閤すりみ	唐津市鎮西町	アジのすり身
19	(株)トライデウス	福岡市	海洋活動コンサルタント
20	中里染物店	唐津市呼子町	大漁旗染付体験
21	なごやアグリ（農事組合法人）	唐津市鎮西町	とうもろこし収穫体験
22	炎向（ひなた）窯	唐津市鎮西町	唐津焼体験
23	肥前ツーリスト	唐津市町田	広報活動
24	颯海（はやみ）	唐津市鎮西町	スペシャル弁当
25	ファミリーショップ山口	玄海町	スペシャル弁当
26	マリンパル呼子	唐津市鎮西町	海中展望船体験
27	マルサンフーズ	唐津市海岸通	イカしゅうまい
28	ヨーガ・チャイ	唐津市	ヨガ体験
29	世界海洋プラスチックプラン ニングセンター	唐津市鎮西町	送客、サテライト会場、相互割引、 イベント連携等

## 2 施設の平等利用の確保に関する事項

### (1) 施設の平等利用

県内団体及び学校教育目的の利用を優先的に受け入れ、また団体が希望する期日に利用できるよう、申込み開始期日を下記のように定め、目的に沿った活動ができるように受け入れを決定します。

- ① 県内各学校、県内教育委員会  
利用希望日が同時期の平日に集中して調整が困難なため、前年度の5月中旬締め切りで利用希望調査（第1～第3希望）を行います。  
その後、利用団体と調整して利用日を決定します。
- ② 県外各学校、県外教育委員会  
前年度の5月下旬締め切りで利用希望調査（第1～第3希望）を実施し、県内の学校及び教育委員会の利用日が決定した後、調整を行い、利用日の決定をします。
- ③ 県内のその他の団体（スポーツ団体、家族等）  
利用月（チェックイン日基準）の8か月前の1日午前9時から、予約システムで受付を開始します。
- ④ 県外のその他の団体（スポーツ団体、家族等）  
利用月（チェックイン日基準）の6か月前の1日午前9時から、予約システムで受付を開始します。
- ⑤ 各団体が主催する県大会、九州大会、全国大会、修学旅行、県関連イベント等については、優先的に受け入れします。

また、生活弱者等への配慮については 佐賀県が掲げる「さがすたいる」の実現を目指し、次のことに取り組みます。

- ① 佐賀県少年自然の家利用料金に関する規定第5条に基づき、利用料金を免除します。  
その際、ミライロ ID の利用にも対応します。
- ② 佐賀県パーキングパーミット制度による身体障がい者等に対する駐車場の確保、施設内にあるエレベーターの利用を勧めています。また、貸出用の車いすや移動式のスロープを使い、よりスムーズな活動をサポートします。
- ③ 障がい者のリハビリ訓練や幼稚園・保育園のお泊り保育では、生活棟和室（46名）の利用を希望される団体へは、その使用を優先させます。
- ④ 障がい者の方は体温調節がうまくできない方が多いので、要望に応じて部屋の冷房・暖房を行います。また、障がい者の方には、手すりがついて入浴がしやすい小浴場の利用を案内します。
- ⑤ 聴覚障害のある方については、電子メモパッドを使った筆談、日本語が話せない外国人の方については、電子翻訳機を使い、円滑なコミュニケーションができるようにします。

## (2) 利用調整による公平利用

希望する活動や場所が重複する場合、調整担当者は利用団体の希望が最大限反映されるように、次のような手順で調整を行います。

- 利用団体に対し、利用1ヶ月前を目途に申請書類を提出してもらいます。  
 ※ その時点で、体育館や運動場、研修室については他団体と共有で使用してもらう事を伝え、長時間の利用希望であれば、近隣施設の利用を提案します。
- 調整担当が利用希望の状況を集約し、入浴や雨天時のプログラムまで含めて、各利用団体が平等となるように連絡調整を行います。
- 利用団体ごとの活動スケジュールを作成し、事前に利用団体の責任者とすり合わせを行います。

## (3) 利用料金の設定

○料金設定の考え方

- ・類似施設の料金調査を行い、料金設定の目安とするとともに、当施設の状況や機能提供するサービス等に見合う金額とする。
- ・社会教育施設であることから、教育関係に配慮した金額とする。
- ・佐賀県の施設であることから、県民に配慮した金額とする。

○設定料金

### ① 宿泊料金

区 分		宿泊料金（1泊毎）		
		3歳～小-中学生	高校生・大学生 教職員等	左記以外
学校教育活動 (県内)		300円	600円	1,000円
学校教育活動 (県外)		300円	600円	1,000円
一般利用 (県内)		600円	900円	1,300円
一般利用 (県外)	閑散期	1,600円	1,900円	2,300円
一般利用 (県外)	繁忙期	2,100円	2,400円	2,800円

### ② 寝具代

3歳以上1泊につき	600円
-----------	------

③ 施設利用料金

大小和研修室、体育館、グラウンド、OR室、実習室、会議室、交歓ホール、野外炊飯場（1時間当たり）	300円
--	------

※1日2000円を上限とする。（各施設単位）

④ 食事代

区分	小学生未満対象	小学生対象	中学生以上対象	アスリート食
朝食	550円	650円	750円	900円
昼食	700円	800円	900円	1050円
夕食	850円	950円	1050円	1200円
弁当	小500円	中650円	大750円	
野外炊飯	800円			
BBQ	1800円			

各種活動に係る料金 等

カッター活動（1艇）	5,000円
カヤック（購入予定）	未定
1人用テント	500円
キャンプファイヤー、キャンドルのつどい（大）	5,000円
キャンプファイヤー、キャンドルのつどい（小）	3,000円
グラスサンドアート	500円
焼き杉、思い出のアルバム、シュノーケリング	400円
プラホビー、ふくろうのペーパーウェイト	300円
魚釣り、ストーンアート	200円

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費の縮減に関する事項

(1) 施設の管理運営

① 利用者意見等の反映方法

〈基本的な考え方〉

利用者からの運営の問題点、改善事項等の意見を把握して、その意見を反映することは、リピーターを増やすことになり、施設利用者数の増大へ向け大切なことと考え、真摯に取り組みます。

ア 利用者の意見の把握

(i) 聞き取り活動

利用団体が本施設での活動中に、所長・副所長や職員が利用者（引率者）とコミュニケーションをとることにより施設利用の動機、活動内容、施設への要望等の情報を得ます。

(ii) アンケート

入所時にアンケート用紙を配布して、施設を利用する動機、実際に利用しての意見や要望等を記入してもらい、利用者の率直な感想や意見の把握に努め、アンケート用紙は全職員（委託業者を含む）回覧します。なお、アンケート記入は、回答者に負担にならないように選択式にしたり、ロゴフォームでも回答できるようにしたりして意見集約が容易なように工夫しています。

アンケートに気になるような記述があれば、直接利用者に尋ねたり、電話で問い合わせたりしてその真意を把握します。また、レストラン会議や朝の業務打合せで共通理解を図ります。さらに、県民の意見を広く把握するために、ホームページやメールで意見の把握をし、「満足度調査」を行います。

イ 利用者意見の反映

(i) アンケートが提出された時点で、気になる記述があれば、事実関係を確認し改善できるものは早急に対応します。また、アンケート内容に不明な部分があれば、直接記入者に尋ねて内容を把握します。

(ii) 施設の改修工事、人員体制の見直しなどが必要な場合、県とも協議のうえ、できるだけ速やかに改善に努めます。

(iii) 気になる記述については、毎朝の業務打ち合わせ、毎月の全職員参加の会議、レストラン会議等において協議し対応します。

② 施設の安全点検

利用者が、施設・設備を安全かつ安心して快適に利用できるように、施設内の遊具、コース及びエリア内の安全確認や設備等の状況確認・点検整備を実施します。

ア 日常点検及び巡視

管理棟、生活棟、宿泊棟、体育館、グラウンド、野外炊飯場、その他の建築物等について、職員及び委託業者職員により毎日巡視を行い、施設設備等に異常があれば情報共有し、職員及び委託業者により修繕・改修できる場合には対応します。

なお、宿直業務がある場合には、利用団体の就寝後と起床前に施設内を巡視し、異常があれば業務日誌に記入し、職員及び委託業者間で情報共有します。宿直業務のない日の庁舎警備については、再委託による機械警備により対応します。

イ 定期点検

施設内の遊具、コース及びそのエリア内については、毎月1回施設点検を行い、点検記録に記入したうえで、月初めの職員会議において情報を共有し、職員で修繕・改修できる場合には対応します。

③ 設備の機能維持

施設の定期点検・法定検査等の保守点検業務については、委託業者による日常点検を行うとともに、自家用電気工作物点検、消防設備保安点検、ボイラー保守点検、建築物定期点検等については業者等に再委託し、必要に応じて外観点検、機能点検、整備業務を行う。点検結果及び正常に機能しない場合の対応等については委託業者と情報共有し、施設・設備を安心・安全に利用できるよう維持管理します。

#### ④ 清掃等の日常管理

本施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけるとともに、施設として安全かつ快適な空間を保つために庁舎清掃、貯水槽清掃、ごみ収集、クリーニング等の清掃業務は再委託し、特に、浴室、便所等の水廻りについては、衛生等について留意し、常に清潔な状態に保ちます。

#### ⑤ 施設の開閉所日及び開閉時間の考え方

##### ア 開閉所日について

- ・指定した休所日(12月29日から翌年1月3日)以外は、原則として年中無休で運営します。
- ・施設内の害虫駆除、臨時的に修繕・点検が必要な場合や、職員の資質向上に係る研修などのために、休所日を設けることがあります。

##### イ 開閉所時間等について

原則として、下記のようにしていますが、利用者のニーズに応じて柔軟に対応します。

・開所時間	午前	8時30分から	午後	5時15分まで
・利用時間	午前	9時00分から	午後	10時00分まで
・入所時間	午前	9時00分から	午後	4時00分まで
・退所時間	午前	9時00分から	午後	4時00分まで

## (2) 施設の利用促進

### ① 利用促進を図るための広報

#### ア 促進を図るための広報

- イ 所報・ポスター・リーフレットなどの作成・配布
- ウ ホームページの充実(施設予約状況の提供など)
- エ インスタグラムによる情報発信
- オ 子育て情報サイト「さがピタ」の活用
- カ 提案型事業等の案内作成・配布
- キ 1年前の予約受付及び利用日調整の電話によるきめこまかな対応
- ク 県内の幼稚園・小・中・高校・大学・専門学校等への訪問による広報
- ケ 子どもクラブ、PTA、スポーツクラブへのリーフレット配布
- コ 中体連、高体連、唐津市体育協会等が開催する大会の利用依頼
- サ 教職員サークルへのリーフレット配布

### ② 利用促進計画

#### ア 数値目標

学校の自然体験活動の打ち切りや少子化に伴う児童・生徒数の減少、並びに、利用料金の実質値上げやバス料金の高騰など、施設利用に関してはマイナス要因が多い中、企業の福利厚生やスポーツ団体の合宿等、利用団体の更なる掘り起こしに努め、延べ利用者数及び利用団体数の増加を目指します。

		参考	数値目標			
		R6実績	R8	R9	R10	R11
延べ利用者数	県内	21,563	22,000	23,000	23,500	24,000
	県外	21,981	22,000	23,000	23,500	24,000
	計	43,544	44,000	46,000	47,000	48,000
利用団体数	県内	378	380	400	420	440
	県外	269	270	300	320	340
	計	647	650	700	740	780

イ 目標達成のための具体的な方策

(i) 「また来たい」「誰かに勧めたい」というような感動してもらうサービスを提供するために、利用者のニーズを事前に把握し、細やかな気配りを行います。

(ii) ここでしかできない体験にこだわり、本施設の特長を実感できるような事業やプログラムを展開していきます。

- ・ 波戸岬は日本本土最北西端の地で、韓国に最も近い施設であること。
- ・ 玄海国定公園内に立地し、県内唯一の海浜型施設であること。
- ・ 所下の海は、海洋生物の種が豊富であること。

※ 所下の海岸を「ウミウシ海岸」と名付け、シュノーケリングやビーチコーミング、磯遊びのフィールドとします。また、ウミウシの可愛いパネルを掲示し海洋活動の意欲付けとします。

- ・ 敷地内に430年前の室町幕府第15代将軍：足利義昭の陣跡があること。
- ・ カッター活動を行う海は内海で、中止となることが比較的少ないこと。

(iii) 閑散期（10月～3月）に、スポーツやゼミ、部活動、サークル活動等ができる各種団体にPR、誘客活動を積極的行います。

(iv) 近隣にある名護屋城博物館、玄海エネルギーパーク、玄海町次世代エネルギーパーク、鯨組主中尾家屋敷、令和8年6月開設予定の海洋プラスチックプランニングセンターとの連携を図るために、六施設会議を開催します。また会議だけにとどまらず、協力体制の構築と連携に努め、利用拡大を図ります。

(v) 小中高大学の部活・クラブチーム・サークルの合宿や大会遠征も増えてきています。単一団体がリピーターとなるような充実したサービスに努めます。また、各種大会の主催者となっている協会や地方公共団体にも誘客活動を行います。

(vi) 市内の校長会、教頭会、そして教科部会等で使用していただくように、関係方面に働きかけます。また、公民館活動の中でも利用していただけるように、館長会・事務職員会にも働きかけを行います。

(vi) 最大354名 33室という収容能力を生かし、稼働率をあげていきます。

(vii) 県内教職員の社会体験研修や市町教育委員会の教職員研修を積極的に受け入れ、自然体験活動のよさや生きる力の育成に有効であることをアピールします。

(viii) 中学2年生の職場体験学習の案内チラシを作成・配布し、積極的に受け入れ、学校との繋がりを深めます。

(ix) これまで特に情報発信、誘客活動をしていなかった企業、地域団体、観光客等一般の方など県内県外問わず、積極的なPR、広報活動を行っていきます。具体的には、自然の家のHPに企業等向けの情報発信コーナーを設けるとともに、県内外の企業等の交流・情報サイトへの掲載、企業への訪問を行い保養施設としての利用を呼びかける等、施設利用者の拡大に努めます。また、佐賀県公式観光サイト「あそぼーさが」内の修学旅行ガイドブックに掲載されていることから修学旅行を活用した誘客や唐津市観光協会と提携した誘客活動にも努めていきます。

③ 施設の愛称の指定

青少年のみならず幅広い利用者にとって親しみやすく、利用しやすい存在となることを目指し、愛称を設定します。

名称とその後の広報等については、県及び関係者と検討・選定します。

(3) 提案型事業の内容

① 提案型事業①（食事提供業務）

ア 食堂の運営体制

(i) 安全、安心で良質な食事を提供するために、食堂の運営に優れている専門の業者へ委託することとします。なお、食堂の運営業者が、利用者の事前注文により、特別食（利用するすべての団体が希望する場合）、増量食やオードブルを提供します。

また、運営事業者については、新たな事業者へのアプローチも行っています。

(ii) 食堂の運営は、食事の内容、職員の対応、設備等の状況、満足度などについて、利用者にアンケートをお願いし、これらの意見を反映することとします。

イ 食事の提供について

利用者のニーズに応じた食事の提供に努めます。

ウ 食事の提供場所について

(i) レストラン食・・・食堂

人数が多いときは、交歓ホールも開放します。

(ii) 野外炊飯食・・・野外炊飯場

BBQは臨機応変に場所を提供します。

(iii) 弁当食・・・芝生・野外炊飯場等

天候によっては、体育館や研修室等を開放します。

エ 廃棄物について

『SDGS12 つくる責任・つかう責任』の活動に取り組み、利用者にも積極的に協力を要請して目標の達成に向けて努力していきます。

オ 食の安全について

食堂管理運営者と協力して、次の事項に取り組みます。

- (i) 食品衛生法その他の関連法令を遵守します。
- (ii) 支配人、栄養士、調理師を配置し、安全・安心な食事の提供を行います。
- (iii) 厨房内の設備や食器類等は常に清潔を保ち、感染症・伝染病・食中毒の防止に努めます。
- (iv) 食材等の購入・保管については、品質管理と衛生管理に努めます。
- (v) 火元責任者を定め、火気類の取扱には十分留意し、火災予防には万全を期します。
- (vi) 業務終了後の戸締りを確実に励行し、防犯・防災対策には最新の注意を払うなど、職員全体での安全意識の周知徹底を図ります。
- (vii) その他、食事の安全確保対策に努めます。

カ 検食・提供した食事の保存について

- (i) 利用者に食事を提供する30分前までに、ご飯の硬さ、副食の味付け、分量、色彩、鮮度、異物混入の有無、加熱の状態、異臭、食器等の洗浄状態、献立の変更等について、財団職員が検食を行います。
- (ii) 提供した食事については2週間の保存を義務付けます。

キ 厨房従業員の対応について

- (i) 安全・安心な食事の提供のために定期的な検便と健康診断を義務付けます。
- (ii) 異物混入がないよう厨房設備や調理器具の取扱には細心の注意を促します。

ク 配膳について

食育とSDGSの観点から利用者のセルフ・サービスとします。また、ご飯・汁物・揚げ物等は温かい状態で食べてもらうような提供方法を取ります。

ケ 食物アレルギー対策

利用者の命に係わる食物アレルギーについては、マニュアルに沿った適正な対応を行うとともに、マニュアルの共有及び確実な情報の伝達を行うなど細心の注意を心掛けて対応します。

コ その他

(満足度アップ) 利用者に満足していただくために、『おかわりコーナー』を設置して主食と汁物を提供します。また、スポーツ団体には、追加メニューを用意して提供していきます。さらに、地元の海産物を望む利用者には、ウニ飯の入った弁当やイカ焼売の提供も行っていきます。

- (販売機の設置) 利用者の満足度を高めるため、カップ麺やパン等の追加食糧を提供できるよう、食物等の自動販売機の設置に取り組むとともに、併せて、アメニティ関連商品の販売にも取り組んでいきます。
- (食中毒防止) 利用者に対して食材及び食物（菓子類等の乾物は除く）の持ち込みは、原則として禁止します。
- (地産地消) 食材については、地元唐津の特産品であるギョロツケやイカシユウマイをはじめ県産食材など安全・安心なものを提供し、可能な限り地元業者から納入してもらうことを進めていきます。
- (食事料金) 食事の料金は、類似施設の価格を考慮するとともに、利用者に過度の負担がなく、満足な食事を提供できる金額で設定します。

**② 提案型事業②（青少年の健全育成に資する事業）**

自然体験活動を通して、青少年の健全育成を図る施設として、豊かな自然や立地条件を活かし、心身ともに健全な青少年の育成に資する次に掲げる内容の事業を、年間10回以上実施します。また、事業終了後、参加者からのアンケートをもとにより質の高い事業になるように改善を図ります。

事業の目的

- (ア) 青少年の健全育成に係る体験活動、研修等
- (イ) 青少年の体験活動を支援する指導者の育成
- (ウ) ひきこもりやいじめ、ネット依存など青少年が抱える課題の未然防止に資する活動

事業の実施計画（予定）

事業名（目的）	時期	内 容	実施回数
波戸セミナー(イ)	5月	プログラム作成、施設見学	2回
ファミリータイム in HADO(ア)	8月下旬	家族の交流を目的とした野外活動・野外炊飯・クラフト・伝統行事	1回
いきいきHADO スクール(ア、ウ)	7月中旬 2月下旬	カッター活動・野外活動・野外炊飯・クラフト等	2回
年末ふれあいプラン(ア)	12月下旬	もちつき体験とお正月クラフト	1回
みんなで楽しむ野外活動(ア)	6月上旬	グループ活動のレクリエーション・クラフト活動・野外炊飯等	1回
3施設ラリーフェスティバル(ア)	10月中旬	秋の野外活動、クラフト 野外炊飯等	1回
HADOの日（ア）	11月上旬	キッチンカーや学校、マルシェグループ等が出店し、ファミリー向けに施設の魅力を発信する。	1回
ボランティア講座(イ)	6月上旬	活動プログラムと指導方法についての研修	1回

③ 提案型事業③（施設の利用促進に資する事業）

波戸岬エリアの交流拠点としての機能を果たすため、周辺施設と連携して利用を促進させる取組を実施します。

事業の実施計画（予定）

事業名	時期	内 容	実施回数
打上タケノコ祭	4月上旬	打上地区活性化協議会と連携して、筍掘り・筍料理を体験してもらう。	1回
みんなで楽しむ野外活動（再掲）	6月上旬	呼子町の祭り「呼子大綱引き」に参加できることを紹介する。	1回
HADOの日（再掲）	11月上旬	キッチンカーや学校、マルシェグループ等が出店し、ファミリー向けに施設の魅力を発信、体験してもらう。	1回
ふれあいグラウンドゴルフ大会	11月中旬 3月上旬	・グラウンドコース2面 ・芝生広場コース1面チーム戦及び個人戦で行う。	2回
わくわくサークル	12月上旬 2月中旬	趣味の講座、クラフト活動、スイーツ・パン作り等	2回
SDGS 活動	通 年	海洋プラスチックセンターと連携し、海洋ゴミの回収やそれを使ったクラフト活動を実施する。クラフトの価格については要交渉	不定期

④ 提案型事業④（その他：利用者サービス向上）

学校の親子レクや公民館の行事、イベント向けの出前講座を積極的に行います。

事業名	時期	内 容	対象者	料金（円）
出前講座	通年	団体の要望によりクラフト活動・ニュースポーツなど	学 校 公民館	出張旅費(2000円)+クラフト代金

#### (4) 更なる付加価値、利用者サービス向上のための事業展開

##### ① コンサルティング事業者の導入

これまでの社会教育施設としての機能に加え、交流人口の拡大や地域振興という機能を発揮させるため、業務コンサルティングを導入することとしている。

契約内容としては、現状課題の洗い出しを行い、利用者利便性の向上及び新たな利用者の掘り起こし、新規業務及び業務改善の提案、中長期的な施設運営の指導・助言等を指定管理期間（R8～R11）において、お願いすることとしている。

##### ② 宿泊施設や運動施設等の付加価値

###### (ハード面)

- ・ 施設内（芝生広場）にキャンプエリアを新設します。
- ・ 生活棟2階に福岡県の小呂島から長崎県の壱岐まで臨めるテラスがあります。ここを飲食スペースして活用をするよう、準備します。
- ・ 北側雑木林を整備し、オーシャンビューが望めるよう、段階的に取り組みます。

###### (ソフト面)

- ・ いかだ体験やカヤック体験等の海の活動プログラムの充実に努めます。
- ・ 施設周辺の陣跡マップや釣りマップを掲示し、情報提供を行います。
- ・ 周辺の陣跡や秀吉公お手植えの桜のある寺等を巡るウォークラリーコースやサイクリングコースの設定について、関係機関と協力して取り組みます。また、ファミリー等で利用できるように、電動サイクルを購入します。
- ・ 県のSSP構想を推進させるために施設や食事の充実に努めます。
- ・ 利用者のニーズに応えるためにアメニティ等の販売コーナーを設置に向けて、関係者と協議を勧めます。
- ・ 世界海洋プラスチックプランニングセンターと協力し、SDGS活動を推進していきます。

##### ③ 利用者サービス向上のための取り組み

「施設は人なり」といわれるように、波戸岬少年自然の家の職員一人一人がサービス精神を身につけ、笑顔を絶やさず、思いやりあふれる対応をすることが基本です。そのためには、職員一人一人が、少年自然の家の基本理念と運営方針をよく理解し、全職員一丸となってサービスの向上に努めます。

###### ア 利用者へのサービスの基本方針

- (i) 自然の中での野外活動、自然観察、研修等を行うことにより、青少年の健全育成を図ることを主眼においたサービスを実施します。
- (ii) 青少年に限らず、幅広い年代、多様な利用目的を持つ利用者に対して必要なサポートを行います。
- (iii) 利用団体からの意見等をもとに、指定管理者制度導入の目的に合致した利用者サービスの向上を図ります。
- (iv) どの程度サービスの向上がなされているかを客観的に判断するために、利用者アンケートを実施し、「満足度調査」を実施します。

###### イ 利用者視点のサービスを提供するための具体的な取組

- (i) 利用団体の自主的・主体的な活動計画を尊重し、多様な体験的な活動が展開で

きるように積極的に援助・支援を行います。

- (ii) 本施設の施設・設備、周辺の環境等を有効に活用するとともに、個々の指導員の指導力を活かした魅力的なイベント等を行います。
- (iii) 時代や利用者のニーズに合わせて利用の手引き、活動プログラム等を見直し、最新の情報を掲載した魅力的なプログラムになるように改善を行います。
- (iv) ホームページを随時更新して、最新の情報を提供します。
- (v) 入浴時間、食事時間、入退所時間など、臨機応変に対応します。
- (vi) 少年自然の家が提供する活動プログラム（カッター活動、野外炊飯等）は、実施に対して直接、指導や助言を積極的に行います。
- (vii) 利用者の意見・要望等には、物理的に可能な限り柔軟に対応して応えるようにします。また、利用者のアンケートや指摘内容には、すぐに対応して改善に努めます。
- (viii) 来訪者、電話等には迅速に対応して（3秒以内）待たせないようにします。
- (ix) 利用者のニーズに合わせた物品を準備し、貸出を行います。また安全に快適に使用いただけるように、定期的に点検し古くなったものは適正に更新します。
- (x) 施設内における遺失物・拾得物の処理を適正に行い、遺失物届出表に記載し、一定期間それを保管して利用者の問い合わせに対応します。
- (xi) 熱中症対策として、利用者に分かるように暑さ指数（WBGT）を掲示したり、携帯用 WBGT 測定器を貸し出したりします。  
また、冷茶のサービス、ミストシャワーの設置、独自のクーリングシェルターとして交歓ホールの常時開放を行います。  
さらに、エアコンの稼働時間について、状況に応じた弾力的な運用に配慮します。
- (xii) 施設内において、Wi-Fi の電波状況改善に努めます。

#### (5) 管理経費の縮減

- ① 利用者に対するサービス低下を招かないよう配慮したうえで、効率的な運用が図れるよう、常に見直し改善を行います。なお、実施にあたって改善していく箇所・内容については、コンサルからの提案も参考にして、実行していくようにします。
- ② 光熱費等に関しては、より安価な利用形態を意識して、情報収集を行い見直ししていくとともに、空調管理は利用者目線も意識しながら、こまめな消灯や温度設定等を行い、節減を図ります。
- ③ 委託業務に関しても、業務範囲や回数等実情を踏まえ見直しを行うとともに、対象業者の選定も固定することなく、幅広に募集を行います。
- ④ 職員による対応が可能な施設管理業務や物品等の修繕は、これまで通り対応していくこととし、コスト縮減を図ります。
- ⑤ 交代勤務制の採用により、柔軟な勤務体制を確保し、超過勤務の縮減に努めます。
- ⑥ 職員給与費に関しては、職員の適正配置に努め、効率的な業務運営ができるよう見直しを行い、県が示している給与単価程度の適正な給与水準を確保しています。

(6) 収支計画

① 収入計画

(単位：千円)

区 分		令和8年度
県委託料		91,863
利用料金収入		32,438
その他の収入		2,460
内訳	カッター活動	1,250
	クラフト等	810
	その他雑収入	400
合 計		126,761

② 支出計画

(単位：千円)

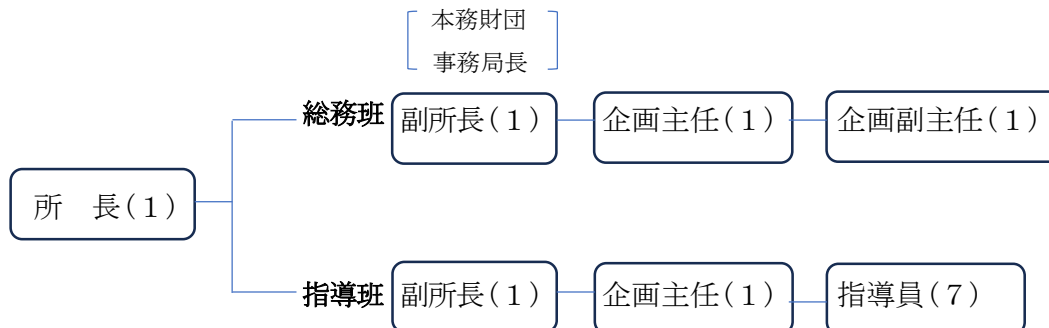
区 分		令和8年度
人件費		60,077
内訳	給料、手当、社会保険料等	54,615
	租税公課	5,462
施設維持管理経費		62,465
内訳	維持管理業務委託料	38,344
	光熱水費、燃料費	14,279
	施設・設備修繕料、消耗品等	7,899
	その他（損害保険料、支払手数料等）	1,943
施設運営事業費		4,219
合 計		126,761

#### 4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

##### (1) 人的能力（職員体制等）

###### ① 組織及び人数配置について

###### ア 組織図



※ 地域との連携を強化するため、エリアマネージャーを配置し、委託予定のコンサルティング事業者とともに目的達成に向け取り組んでいきます。

※ 広報活動や新プログラム等を充実させるために各担当を配置し、コンサルティング事業者の指導・支援を得ながら、職員が責任をもって積極的に推進できる体制づくりを行います。

###### イ 職員

所属	役職	職員数	常勤	担当事務内容
	所長	1人	1人	所の統轄
	副所長	2人	2人	所長の補佐
総務班	企画主任	1人	1人	総務班の総括
総務班	企画副主任	1人	1人	収入・支出等事務一般
指導班	企画主任	1人	1人	指導班の指導、提案型事業の企画運営
指導班	指導員	7人	7人	利用団体の指導、提案型事業の企画運営

###### ウ 勤務体制

勤務時間・・・利用者への対応をするために二交替制

A勤務・・・午前8時30分～午後5時15分(休憩12時～13時)

B勤務・・・午後1時15分～午後10時 (休憩17時～18時)

週休日・・・週2日

宿直勤務・・・宿泊利用者があるとき

宿泊5団体以上又は宿泊者数300人以上(宿直勤務者2名)

宿泊4団体以下又は宿泊者数299人以下(宿直勤務者1名)

② 専門職の確保と配置について

次のように、専門性を有し能力ある職員を採用して、利用団体の支援に努めます。また、これまでの体制や配置に捉われず、若手職員が積極的に事業を推進し、いきいきと活躍できる職場環境を作ります。

区 分	職名等	免許等の名称及び経歴
教員の資格を有する者	所 長	小学一普二普
	副所長	中学体育一普・高校体育・社会教育主事
	指導員A	中学家庭二普
	指導員B	中学体育一種・高校体育二種
	指導員C	中学社会一種・高校社会二種
	指導員D	小学一普二普
その他上記と同等の資格を有する者	指導員A	NEALリーダー 二級小型船舶操縦免許 三級陸上特殊無線技士
	指導員B	NEALコーディネーター 二級小型船舶操縦免許
	指導員C	NEALインストラクター 二級小型船舶操縦免許
	指導員D	NEALリーダー 二級小型船舶操縦免許
	指導員E	NEALリーダー 二級小型船舶操縦免許 三級陸上特殊無線技士
	指導員F	NEALインストラクター 健康運動実践指導士 二級小型船舶操縦免許
	指導員G	NEALリーダー 二級小型船舶操縦免許

③ 職員の指導育成・研修体制について

ア 職員の資質向上

利用者の施設利用目的は多様であり、多くの利用者を受け入れるほどそのニーズは多岐にわたります。組織的かつ計画的な人材育成に取り組み、職員の専門性及び接遇力の強化を図ることで、サービス水準の向上を実現します。

そのために外部研修に参加しやすい環境を作り積極的に派遣します。研修後は出張報告(復命)を効果的に行い、施設内にとどまらず県内の他少年自然の家にもその効果を波及させるよう努めます。

(i) 指導員の技能向上を図る研修

- ・ カッター体験活動研修会への参加
- ・ 水辺活動安全管理講習会への参加
- ・ 国立青少年自然の家合同研修会への参加
- ・ 自然体験活動養成事業（NEAL研修）への参加
- ・ 九州地区施設ボランティア交流会への参加
- ・ アバンセで開催される研修会への参加

(ii) 管理運営に関する研修

- ・ 九州地区青少年教育施設協議会総会並びに役員・所長会への出席
- ・ 救命講習会への参加
- ・ ホームページ作成等のパソコン研修参加
- ・ 接遇研修参加
- ・ 人権・同和教育に関する研修参加
- ・ 個人情報保護のための研修参加
- ・ パワハラ・セクハラ並びにメンタルヘルス等、心身健康に関する研修参加

(iii) その他

その他、法令等で定められた研修は勿論のこと、近年問題となっている熱中症予防や性被害対策などの施設管理に必要な研修には職員を積極的に参加させ、安全な施設の管理運営に努めます。

また、研修に限らず観光・交流の知見を得るためのセミナーや商談会などにも積極的に参加します。

(2) 事故・災害時の対応や体制

① 事故防止などの安全管理対策・体制について

少年自然の家での活動は、屋外や施設外の活動が多く、怪我や事故等が起こることが十分予測されます。野外での活動を通して、危機回避能力、危機予知能力等を身につけるよい機会になりますが、重大な事故等につながるようなことは絶対に避ける必要があります。これらの事故等の発生を防ぐために、以下のような対策を講じます。

ア マニュアルの整備

佐賀県少年自然の家・安全管理マニュアル(火災、風水害、食中毒、人身事故、地震原発災害等)を整備して、全職員が対応できるようにします。

イ 事故発生時等の訓練

事故等が発生したときの具体的な対応を身につけるために、消防訓練(年2回)、地震・原発事故、発生時訓練(年1回)、人身事故・急病人発生時訓練(年1回)、そして救急救命講習会(隔年1回)を実施します。

ウ その他、

下記のように利用者への指導、少年自然の家施設等の安全対策を行います。

○ 利用団体の指導者・引率者への指導

- ・ 施設の下見と事前の打ち合わせ
- ・ 活動中に想定される危険と対処方法
- ・ 活動中の指導者・引率者の配置等の確認と事前踏査
- ・ 活動前に参加者の健康状態の把握と保健指導
- ・ 施設周辺の救急医療機関の確認
- ・ カッター活動等の施設外活動時に無線機又は携帯電話の携帯

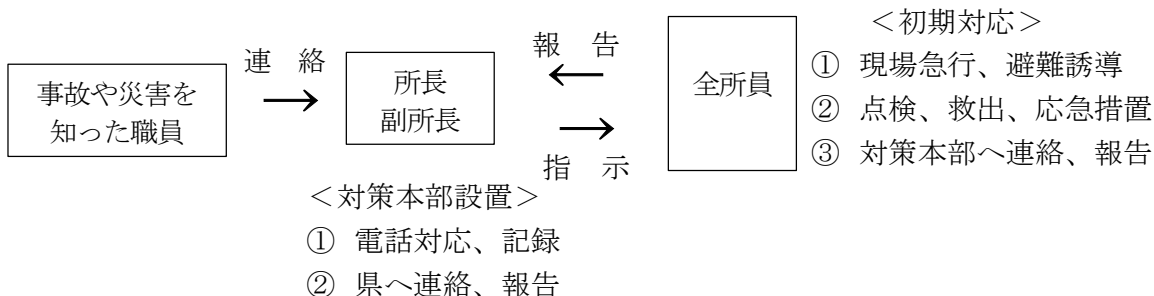
○ 利用者への指導

- ・ 入所受付時、代表者に「利用についての案内」「生活についての案内」の説明
- ・ 入所オリエンテーション時、利用者全員に「施設利用の方法」「安全に対する注意」の説明
- ・ 活動前、活動する際に注意すべきこと、道具等の安全な取り扱い方の説明
- ・ カッター活動、釣り等の活動時、器具の使用方法及び救命胴衣着用方法の説明

○ 施設側の安全対策

- ・ 施設内の遊具、コース、敷地内への月1回の定期的な安全点検、整備補修
- ・ 主催事業等での傷害保険への加入、
- ・ カッター活動時に救助艇、陸上監視員の配置
- ・ レストラン運営者との定期的な協議での食事の衛生管理
- ・ 警備会社による機械警備、宿直職員による夜間巡回警備
- ・ 安全管理マニュアルの見直し

② 事故や災害の対しての基本的な対応概念図



③ 事故や災害への対応

想定される事故や災害に対して、それぞれの場合に応じて下記のように対応していきます。また、詳細な事故及び災害時のマニュアルを作成します。

ア 火災

- (i) 発見した職員は、直ちに所長(副所長)に伝える。
- (ii) 全職員で連携を取りながら、利用者の避難誘導、初期消火を行い消防署へ連絡する。
- (iii) 火災の状況に応じて、自営消防隊で消火に努める。
- (iv) 消防車を現場まで誘導する。
- (v) 鎮火後、関係機関(県、財団等)に報告をする。

イ 地震

- (i) 情報を知った(又は地震を感知した)職員は、直ちに所長(副所長)に伝える。
- (ii) 全職員で連携を取りながら、活動を直ちに中止させ、利用者を避難誘導する。
- (iii) 揺れがおさまった段階で、電気、ガス、石油類、その他危険物類を点検する。
- (iv) 津波警報等が出た場合、直ちに高台(芝生広場：海拔30m)へ利用者を避難誘導する。
- (v) 避難終了後、関係機関(県、財団等)に報告をする。

#### ウ 台風・水害・竜巻・雷等

- (i) 情報を知った職員は、直ちに所長(副所長)に伝える。
- (ii) 野外、海、海岸等の活動を中止させ、利用者を避難誘導する。
- (iii) 状況によって、室内での待機厳守、外出許可制をとる。
- (iv) 状況が安定した段階で、関係機関(県、財団等)に報告をする。

#### エ 事故、行方不明

- (i) 負傷者、行方不明者についての所長・副所長や職員で情報を共有する。
- (ii) 全職員で連携を取りながら、応急措置、捜索救出を行う。
- (iii) 状況によっては、警察、消防団、海上保安庁、医療機関へ連絡する。
- (iv) 解決した段階で、関係機関(県、財団等)に報告をする。

#### オ 原発事故

- (i) 情報を知った職員は、直ちに所長(副所長)に伝える。
- (ii) 野外、海、海岸等の活動を中止させ、利用者を屋内に避難誘導する。
- (iii) 窓を閉めたり、換気扇を止めたりして外気が室内に入らないようにする。
- (iv) 野外から避難した利用者には、顔、頭、手足等を洗浄させる。
- (v) 必要に応じて、速やかに利用者を帰宅させる。
- (vi) 避難が終了した段階で、関係機関(県、財団等)に報告し、指示を待つ。

### ④ 苦情等に対する対応について

利用者からの苦情等の未然防止のためには、利用者との十分な事前の連絡、調整が重要であり、このことを基本として下記の事項に努めます。なお、苦情等のトラブルに対しては、毎朝打合せで情報を共有し、できるものは迅速に誠意ある対応を行います。

#### ア 施設利用予約受付について

施設利用については重複予約等を避けるため、予約受付について職員相互の連絡を密にするとともに、責任者がチェックを行います。本施設の予約が取れないという不満に対しては、予約受入期日、時間、方法を明確にし、利用団体へ周知します。

#### イ プログラム指導について

プログラム指導では、活動の目的が十分達成されることや事故等がないようにすることが重要です。以下4点の履行を利用団体に促すことで、トラブル等を防止します。

- ① 利用団体による下見
- ② 活動の目的、内容、方法等を熟知してもらうこと
- ③ 利用団体と指導員との事前の打ち合わせ
- ④ 午後4時から利用団体の責任者が会し、打ち合わせ調整

ウ 本施設の設置目的の理解について

各利用者の利用目的に合った施設ルールを適用し、それに見合った対価をいただくなど、施設の設置目的に合わせて柔軟に対応します。ただし、青少年教育施設として利用されているときには、同日に利用される団体に対して飲酒ルールの順守等を義務付けます。

利用団体には、利用受付時、入所受付時、入所後のオリエンテーション時などを利用して、当施設の設置目的や施設設備について理解を得るようにします。

エ 施設設備の不具合について

活動中、施設設備の不具合から事故等が発生しないように、宿泊棟、生活棟、体育館、管理棟、グラウンド、野外活動コース等を定期的に見回り、点検整備を行います。

オ 食事について

食事は検食を必ず行い、問題点がないかをチェックします。

また、衛生管理、食事の献立、そしてレストラン職員の利用者への対応などを「レストラン会議」において協議して、苦情等のトラブル防止に努めます。

カ 法令等の遵守について

個人情報保護法、健康増進法、衛生管理に関する法令等の法令遵守の徹底を図ります。

⑤ 情報公開の対応、個人情報の取り扱い

ア 情報公開に関して講じる措置について

佐賀県情報公開条例第31条の規程に基づき、財団として情報公開規程を定め、法人文書の開示と情報提供の充実を柱として、財団運営に関する情報公開を積極的に行います。

○ 情報公開規程の概要

- ・ 法人文書の開示については、誰でも、どの団体でも申出ができます。
- ・ 申出ができる法人文書  
財団法人佐賀県教育文化振興財団事務局が作成し、又は取得した法人文書、図画及び写真並びに電磁的記録（USB等）で、当財団が組織的に用いるものとして保管しているもの。
- ・ 開示申出の方法  
開示申出書に、住所、氏名、法人文書の件名など必要事項を記入し、当財団に提出します。

- ・ 開示の実施  
法人文書の閲覧、写し等の交付などは、原則として申出者に知らせた日時・場所で行います。
- ・ 情報公開に関する窓口

佐賀県波戸岬少年自然の家

- ・ 住 所 〒847-0401 佐賀県唐津市鎮西町名護屋 5581-1
- ・ 電話番号 0955-82-5507

#### イ 個人情報の保護について

当財団では、佐賀県個人情報保護条例、佐賀県個人情報保護要領の趣旨に基づき、平成15年4月に佐賀県教育文化振興財団個人情報保護規程を制定し、保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めています。

- ・ 収集者の責務 . . . 個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないように努めます。
- ・ 登録簿への登録 . . . 個人情報取扱事務を開始しようとするときは、個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供することとします。登録した事項を変更する場合も同様とします。また、取扱事務を廃止したときは、速やかに抹消します。
- ・ 収集の制限 . . . 個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その目的達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により本人から収集することとします。ただし、本人の同意がある場合や法令に定めがある場合等は除きます。
- ・ 利用等の制限 . . . 個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を財団内において利用し、又は財団以外の者に提供することはありません。ただし、本人の同意がある場合や法令に定めがある場合等は除きます。
- ・ 職員等の義務 . . . 職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならないこととし、その職を退いた後も同様とします。
- ・ 適性管理 . . . 個人情報の漏えい、滅失やき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために、管理責任者を定めています。特に管理責任者は、個人情報の漏えい防止のため個人情報が記載された書類を施錠可能なキャビネット等に保管することにして

当財団では、個人情報の適正な取り扱いを確保するために、1年に最低1回は職員研修を実施し、職員の意識の啓発に努めています。

### (3) 県内発注の考え方

#### ① 再委託（清掃業務等業務委託）についての業者選定の考え方

- ・ 県は、県内企業への優先発注、調達を推進し、地元発注、調達率を高め地域経済の活性化と雇用対策の一環として、平成15年7月に「ローカル発注」に取り組みられています。

当財団としても、この取り組みに沿って県内企業の発注機会の確保及び地元雇用の維持を図ることを基本とし、清掃業務、警備業務等の再委託については、県内の業者を選定して入札を行うなど、県内発注100%を目指します。

#### ② 必要な物品の調達管理運営等についての考え方

- ・ 事務用品や施設管理に必要な物品等の調達についても、上記の業務委託の場合と同様の基本スタンスにより、原則として県内の業者を選定して調達を行うなど、県内での調達100%を目標とします。

#### ③ 維持修繕等その他

- ・ 施設の維持修繕についても、上記の業務委託の場合と同様、原則として県内の業者を選定して見積もりを行うなど、県内発注100%を目標とします。
- ・ 食堂の運営については、県内業者の撤退以降、県外企業と契約していますが、新たな県内業者の掘り起こしなど、引き続き県内業者の受注に向け検討していきます。また、当該委託業者が取り扱う食材等については、可能な限り県内業者と取り引きすることを契約の条件とします。

#### ④ 県内雇用の考え方

##### ア 職員の雇用について

当財団では、県の雇用促進に貢献する立場から、地元のハローワークを通じて職員募集を行ったり、県内大学に紹介を依頼したりするなど優秀な人材確保に努めます。

なお、社会教育等専門知識を要する職員の募集については、教員免許、社会教育主事の資格及び同等の資格所有者を優先します。

また、原則として県内在住者、県外在住者であっても県出身者を優先して県内雇用100%に努めます。

##### イ 食堂の業者委託、職員の雇用について

食堂の運営については、安全・安心なものを利用者に提供することができるように専門の業者に委託します。その際、業者選定についても、県内業者を優先します。

また、食堂の従業員は全員地元からの雇用で、引続き県内雇用100%を継続します。

(4) その他

活動プログラムに関わる料金

(1) 活動プログラムに関わる料金

	活動プログラム	料 金	備 考 (活動場所・貸出品・持参品等)	
1	カッター活動 (1艇)	5,000円	・小学5年生以上 ・1艇あたり16名~24名	
2	キャンプファイヤー	大	5,000円	グラウンド・宮火場
		小	3,000円	いこいの広場
3	キャンドルの集い	大	5,000円	体育館・大研修室
		小	3,000円	小研修室
4	カヤック体験	未定	カヤック、ライフジャケットの貸出	
5	テント貸し出し(1人用)	500円	テント道具の貸出。	
6	魚 釣 り	200円	竿、リール、ライフジャケットを貸出。エサ、仕掛け持参	
7	シュノーケリング	400円	道具一式貸出、マリンシューズか濡れていい靴は持参	
8	クラフト	グラスサンドアート	500円	グラスの中に入れてたいフィギア等があれば持参
9		焼 き 杉	400円	軍手を持参
10		思い出のアルバム	400円	〃
11		プラホビー	300円	軍手、下書きの絵を持参
12		ふくろうマグネット	300円	
13		ふくろうペーパークワイ	300円	
14		ストーンアート	200円	
15		紙 ゴ マ	100円	
16		手すきハガキ	100円	

(2) 出前講座・・・学校の学年レクや親子活動、公民館のイベント等で利用できます。

クラフト レクリエーション ニュースポーツ等	基本料金 2000円 2時間職員一人派遣	・クラフトの場合、別途材料費がかかります。 ・時間や人数が増える場合には追加料金が発生します。
------------------------------	-------------------------	--

(3) その他

コピー	カラー	白黒
	30円	10円